

セーフティ946

令和4年11月16日
北海道警察
釧路方面本部
交通課



「自転車安全利用五則」が変わりました

令和4年11月1日から

新しい「自転車安全利用五則」！

しっかり
チェック

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車安全利用五則（旧）

- ★ 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ★ 車道は左側を通行
- ★ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ★ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ★ 子どもはヘルメットを着用

自転車も「車」の仲間！
交通ルールを守りましょう！

